

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業
地域振興施設
土木基本設計・土木実施設計業務委託
仕 様 書

令和 7 年 9 月 2 2 日
印西地区環境整備事業組合

目次

第 1 章 総則

第 1 項	業務名称	P 1
第 2 項	仕様書の適用	P 1
第 3 項	公表している関連計画	P 1
第 4 項	これまでの経緯	P 1
第 5 項	今後の概略予定	P 2
第 6 項	本業務の目的	P 2
第 7 項	委託期間	P 2
第 8 項	業務管理	P 2
第 9 項	現地情報の把握	P 2
第 1 0 項	関係法令等の遵守	P 2
第 1 1 項	秘密および中立性の保持	P 3
第 1 2 項	資料の貸与等	P 3
第 1 3 項	協議等の支援	P 3
第 1 4 項	検査	P 3
第 1 5 項	疑義の解決	P 3

第 2 章 業務内容

第 1 節 前提事項

第 1 項	前提事項 1（基礎検討）	P 4
第 2 項	前提事項 2（技術監修支援）	P 5
第 3 項	前提事項 3（測量）	P 6

第 2 節 業務内容

第 1 項	業務内容 1（土木基本設計・土木実施設計）	P 7
第 2 項	業務内容 2（残土の有効利用に関するレポート作成）	P 8
第 3 項	業務内容 3（地質調査）	P 8
第 4 項	打合せ協議	P 8
第 5 項	備考	P 8
第 6 項	成果品	P 9

第 1 章 総則

第 1 項 業務名称

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興施設 土木基本設計・土木実施設計業務委託（以下、「本業務」という。）

第 2 項 仕様書の適用

本仕様書は、千葉県印西市・白井市・印旛郡栄町を関係市町とする印西地区環境整備事業組合（以下、「組合」という。）が発注する本業務に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本章第 6 項で掲げる本業務の目的を達成するために必要と認められる事項については、組合と協議のうえ受託者はこれを行うこと。

第 3 項 公表している関連計画

(1) 平成 28 年度策定

印西地区環境整備事業組合地域振興策基本構想

(2) 平成 29 年度策定

印西地区環境整備事業組合地域振興策基本計画

(3) 令和元年度策定

印西地区環境整備事業組合地域振興策基本計画（第 1 回変更）

(4) 令和 4 年度策定

印西地区環境整備事業組合地域振興策基本計画（第 2 回変更）

※上記の基本構想及び基本計画は、下記の組合ホームページアドレスから閲覧及びダウンロードが可能。

<http://www.inkan-jk.or.jp/jikisisetsu/20210801-7.html>

第 4 項 これまでの経緯

一般廃棄物の中間処理施設として昭和 61 年度に稼働開始した印西クリーンセンター（印西市の千葉ニュータウン中央駅近傍に位置する現施設）の移転先は、平成 25 年度に実施した候補地の公募を経て、平成 28 年度に印西市の吉田地区に決定した。

移転先の地元町内会である吉田区の周辺対策施設（以下、「地域振興施設」という。）に関する検討については、先ず、平成 28 年度に、組合の管理者の附属機関である地域振興策検討委員会における調査審議により、地域振興策基本構想を策定した。

次に、地域振興策基本構想において掲げた「理念・目的」と「地域に求められる将来像」を達成すべく、平成 29 年度に、吉田区との対話協議及び様々な有識者のご協力をいただきながら、地域振興策基本計画を策定した。

その後も、吉田区との対話協議を継続し、令和元年度に、地域振興施設として整備

する各コンテンツの配置計画及び建築意匠等に関する合意が得られたことから、地域振興策基本計画（第 1 回変更）を策定し、令和 4 年度に、地域振興施設の全体事業用地に関する合意が得られたことから、地域振興策基本計画（第 2 回変更）を策定、また、用地買収に着手した。

その後、組合において、整備する各コンテンツの精査（図面 2 を参照）及び土木基本設計に関する基礎検討（第 2 章第 1 節第 1 項を参照）を進め、本業務の執行に至る。

第 5 項 今後の概略予定

今後の概略予定は表 1 のとおり。

（表 1）

項目	令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			
①土木設計			●	●	●							
②土木工事						●	●	●	●			
③土木設計（追加）							●	●	●			
④土木工事（追加）										●	●	●
⑤建築設計施工(デザインビルド)					●	●	●	●	●	●	●	●
⑥運営開始（プレオープン）												●

※①が本業務

※プレオープンを令和 10 年 3 月に予定（グランドオープンは翌月の予定）

第 6 項 本業務の目的

本業務は、地域振興施設の土木基本設計・土木実施設計を行い、印西市開発事業指導要綱に基づく開発手続き及び土木工事の発注で必要となる書類・図面の作成を目的とする。

第 7 項 委託期間

契約締結日（令和 7 年 11 月 7 日の予定）の翌日から令和 8 年 6 月 30 日まで

第 8 項 業務管理

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験又は能力を有する各担当者を選任し、本業務の全般について適切な管理を行うこと。

第 9 項 現地情報の把握

現地踏査を十分に行い、現地情報を多面的に把握したうえで、本業務を遂行すること。

第 10 項 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係する法令、指針、要項及び基準等を遵守すること。

第 11 項 秘密および中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らさないこと。
また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守すること。

第 12 項 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて組合が所有している既存資料及び文献等を貸与する。

受託者は、資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し組合に提出すること。
なお、貸与された資料は、本業務の完了時にすべて返却すること。

第 13 項 協議等の支援

原則として、印西市及び関係機関との協議等は組合が担任するが、必要に応じて当該協議等を支援すること。

第 14 項 検査

- (1) 受託者は、本業務の遂行後、所定の手続きを経て組合の検査を受けなければならないが、本業務は組合の検査合格をもって完了とする。
- (2) 本業務における成果品の納品後に、記入漏れ及び錯誤等の不備が発見された場合には、受託者の負担において当該成果品を速やかに訂正すること。

第 15 項 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じて組合と受託者が協議してこれを定める。

第 2 章 業務内容

第 1 節 前提事項

第 1 項 前提事項 1（基礎検討）

本業務を遂行するにあたり、基礎検討は完了している。
その概要は下記（1）から（4）のとおり。

（1）施設の配置計画等

図面 2 を参照

（2）設計条件

①印西市開発事業指導要綱に基づく開発事業であることを前提に設計する。

（印西市と開発行為の手続きに準じた協議を組合が実施）

②印西市と協議する開発事業用地 91,000 m²（図面 3 を参照）

②本業務における土木設計対象地 73,400 m²（図面 4・図面 5 を参照）

（3）土木設計対象地の造成方針

①土木設計対象地 A 27,100 m²（図面 4 を参照）

隣接する新設道路の計画等の関係から、原則として設計 G L を 26m から 27m の範囲内とする。

②土木設計対象地 B 46,300 m²（図面 5 を参照）

土木工事費の圧縮を図りたいことから、原則として現状のまま利用する計画とし、土木設計対象地 A 及び土木設計対象地 B における雨水排水の全量を貯留浸透するために必要となる最低限の造成を行う。

（4）雨水排水計画

開発事業用地は台地上に位置し、透水性の良い関東ローム層が深度 5 m 程度まで堆積しており、豪雨時でも雨水の表面流出が殆どみられないという地域特性がある。この特性を活かし、雨水排水計画の方針は、下記①から③のとおりとする。

①雨水排水計画の対象となる集水域 73,400 m²（図面 4・図面 5 を参照）

②現状の流出特性を踏まえ、開発後も計画降雨 1/50（千葉県開発基準）に対し、全量浸透処理により集水域からの放流無し。（ゼロディスチャージ）

③土地の有効利用や将来のコンテンツ追加整備等を踏まえ、従来型の調整池ではなく、雨水貯留浸透施設による流出抑制とする。

なお、表 2 の整備内容にて雨水排水の全量を貯留浸透処理できることを公益社団法人雨水貯留浸透技術協会（以下、「協会」という。）が地盤透水試験、浸透ドレーンの現地試験施工及びモニタリングを実施したうえで検証済み。

(表 2)

浸透施設	幅 (m)	高さ・水頭 (m)	延長・基数・面積
浸透ます	0.65	0.80	65 個
浸透トレンチ	0.50	1.00	1,300m
表面貯留		0.25	8,000 m ²
砕石空隙貯留槽		0.30	8,000 m ²
浸透ドレーン		13	2,090 本

※浸透施設の概算直接工事費として税抜 92,377 千円を算定。

第 2 項 前提事項 2 (技術監修支援)

雨水排水の全量を貯留浸透処理するための設計検討については、協会の技術監修支援がある。(本業務の契約締結日までに、組合と協会で契約締結する予定)

技術監修支援の内容は、下記 (1) から (6) のとおり。

(1) 業務の前提整理・資料確認

- ①開発計画・造成計画の確認
- ②雨水排水計画の基本方針の確認
- ③関係法令・基準の確認
- ④既存資料（地形図、地質調査、土壌の飽和透水係数）の整理

(2) 基本設計段階の技術監修

- ①計画対象区域の流出解析（降雨強度式、流出係数およびピーク流量・流出量ゼロの算定結果）の妥当性を確認
- ②雨水流出抑制施設の基本構造・数量設定の妥当性を確認
- ③計画案に対する技術的助言（施設配置、構造形式、維持管理方法、超過降雨対応など）

(3) 実施設計段階の技術監修

- ①実施設計図面・数量計算書等のレビュー
- ②材料仕様・施工方法の妥当性を確認
- ③維持管理計画（維持管理マニュアル）の確認と助言
- ④効果検証計画（モニタリングマニュアル）の確認と助言

(4) 関係機関協議支援

- ①行政協議資料の技術的確認
- ②協議対応に関する技術的助言

(5) 打合わせ協議

- ①組合及び本業務の受託者との打合わせ協議（6回）

(6) 成果品レビュー

- ①成果品（設計図書、計算書等）の最終確認

第 3 項 前提事項 3（測量）

印西市と協議する開発事業用地（図面 3 を参照）の境界測量等については、本業務の契約締結日までに、組合が測量会社と契約締結する予定。

第 2 節 業務内容

第 1 項 業務内容 1（土木基本設計・土木実施設計）

印西市と開発行為の手続きに準じた協議を行うために必要となる図書及び土木工事の発注で必要となる図書として、表 3 の書類・図面を作成する。

（表 3）

No.	書類・図面	備考
①	事業区域図	都市計画基本図（1/2500）
②	土地利用計画図	整備コンテンツの内容及び配置計画は検討済み
③	造成計画平面図及び断面図	協会の技術監修支援あり
④	雨水貯留抑制施設構造図 及び計画抑制量計算書	協会の技術監修支援あり 維持管理計画（維持管理マニュアル）及び効果検証計画（モニタリングマニュアル）の作成を含む
④	工事費の算出	基本設計段階 社会標準単価に基づいた概算工事費 実施設計段階 組合提供単価及び見積単価等に基づいた工事費
⑤	工事車両運行経路図及び 竣工後大型車両運行経路図	月別の工事車両通行台数の見込みを含む
⑥	道路施設・切下げ平面図及 び断面図	
⑦	その他、土木工事（造成及 び雨水の全量浸透）の発注 で必要となる書類・図面	一式

第2項 業務内容2（仮置きしている残土の有効利用に関するレポート作成）

現在、新清掃工場の切下げ造成工事において発生した残土（購入土を含む）を地域振興施設の用地内に仮置きしている。

当該残土は、組合が所有する最終処分場において覆土材として利用すべく、令和7年11月から令和8年2月末にかけて、当該最終処分場に搬出する予定だが、約66,000m³が搬出しきれずに残存する見込みである。（当該搬出後における残存状況の予測は、図面6を参照）

なお、当該残土は、必要に応じ本章第1節第1項（3）で記述する造成方針に基づく盛土材としても利用する。

以上の状況を踏まえ、当該残土の有効利用に関するレポート（有効利用の基本考察・盛土適地を示す平面図）を作成する。

当該レポート作成における留意点は、下記（1）及び（2）のとおり。

- （1）有効利用する場所は、図面2の全体事業用地から図面3の開発事業用地を除いた場所とする。（複数の場所による分散利用も可）
- （2）図面2に記載している追加コンテンツを踏まえた有効利用を検討する。

第3項 業務内容3（地質調査）

今後、屋内余暇棟の各種設計に際して必要となる地質調査を行う。

地質調査においては、ボーリング（3箇所）、標準貫入試験、試料採取、室内土質試験、解析等を行うものとするが、ボーリングの位置等の施工計画については、組合との協議により決定する。

なお、想定しているボーリングは下記（1）及び（2）のとおり。

- （1）土質ボーリング（ノンコア） φ 66 mm 粘性土・シルト 計 15m
- （2）土質ボーリング（ノンコア） φ 86 mm 砂・砂質土 計 45m

第4項 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時（4回）、成果品納入時の計6回を最低限実施する。

ただし、必要に応じて中間時の打合せ協議を追加する場合がある。

なお、当該6回の打合せ協議は、本章第1節第2項（5）で記述する協会との打合せ協議と同日を行うことを原則とする。

第5項 備考

- （1）本節第1項で記述する印西市と開発行為の手続きに準じた協議を行うために必要となる書類・図面のほかに、当該協議で必要となる書類・図面は組合で作成するが、必要に応じて当該作成を支援すること。
- （2）インフラ施設の配置計画及び屋外休憩施設の設計等は、本業務から除外し、令和8年度に別途発注する予定（発注方法は未定）
- （3）印西市との開発行為の手続きに準じた協議は、上記（2）の予定を踏まえ段階的に実施する予定（印西市担当部署と打ち合わせ済み）

第 6 項 成果品

- (1) 土木基本設計図書 一式
パイプ式ファイル綴じ 2 部
- (2) 土木実施設計図書 一式
パイプ式ファイル綴じ 2 部
- (3) 雨水貯留浸透施設の維持管理計画（維持管理マニュアル）
パイプ式ファイル綴じ 2 部
- (4) 雨水貯留浸透施設の効果検証計画（モニタリングマニュアル）
パイプ式ファイル綴じ 2 部
- (5) 地質調査報告書 一式
- (6) 残土の有効利用に関するレポート 一式
- (7) 打合せ協議記録簿 一式
- (8) 上記（1）から（7）の電子データ 一式

以上